

平成十八年二月二十四日受領  
答 弁 第 七 三 号

内閣衆質一六四第七三号

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島の範囲に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。）にいう千島列島とは、我が国がロシアとの間に結んだ千八百五十五年の日魯通好条約及び千八百七十五年の樺太・千島交換条約からも明らかのように、ウルツプ島以北の島々を指すものであり、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島は含まれていない。国後、択捉の両島につき「南千島」ないし「千島南部」と言及した例が見られることと、千島列島の範囲との関係について述べれば、例えば、昭和三十一年二月十一日の政府統一見解において、これらの両島が、樺太・千島交換条約に基づく交換の対象たる千島として取り扱われなかったこと、及びサンフランシスコ平和条約にいう千島列島に含まれないことを確認している。

四について

御指摘の衆議院議員鈴木宗男君提出外務省作成冊子『われらの北方領土―二〇〇四年版―』における重要事項の削除に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一六号）の十四及び十五について述べたとおり、「日露間領土問題の歴史に関する日本国外務省とロシア連邦外務省の共

同作成資料集」は、我が国及びロシア連邦の国民が両国間の領土問題を正しく理解するための一助として、両国の外務省が共同で作成したものであり、重要な資料集であると考えている。

五について

お尋ねの答弁は、昭和二十六年十月十九日の衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会における西村熊雄政府委員（外務省条約局長）の答弁である。

六について

事実関係を掲載したものである。